

別紙

＜参考＞施設の種類について

学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校 「学校給食センター」(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する学校給食共同調理場)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園(幼稚園型認定こども園)であるもの
病院・診療所	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同法第1条の5第2項に規定する診療所
介護医療院	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定する施設
介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設
介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園※ ※幼稚園(幼稚園型認定こども園)を除く認定こども園
社会福祉施設	生活保護法(昭和22年法律第144号)第38条、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項及び売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する施設並びに社会福祉法(平成26年法律第45号)第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)
事業所	労働基準法(昭和22年法律第49号)別表1に規定する事業所又は事務所
寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法(昭和23年法律第169号)第2条に規定する少年院及び第16条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定するもの
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を提供している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しない施設
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設